

岐阜県収入保険加入促進事業について（概要版）

○岐阜県では、農業経営のリスクに備える県内農業者を増やすため、以下の条件を満たす方を対象に、収入保険の新規加入時に支払う保険料の一部を助成します。

【補助の対象となる方】

以下の条件をすべて満たす方

- （１）令和３年４月１日～令和４年３月３１日までに保険期間が開始する農業者（個人・法人）（※補助手続きの都合上、原則、令和４年１月３１日頃までの手続きをお願いする予定です。）
- （２）保険料（積立金・付加保険料除く）が、50,000 円以上となること
- （３）新規加入であること
- （４）岐阜県農業共済組合を通じて、保険加入手続きを行っていること

【補助金額】

１ 経営体あたり 20,000 円

【その他】

- 補助金を受け取るためには、岐阜県農業共済組合へ必要書類を提出するなど、岐阜県や岐阜県農業共済組合が定める手続きを行っていただく必要があります。
- 補助要件を満たさなくなった場合や保険料再算定の結果、保険加入時に比べ保険料が低くなった場合など、岐阜県や岐阜県共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の返還を求める可能性があります。

お問い合わせ先

「加入要件を満たしているか知りたい」
「掛け金がいくらになるか知りたい」
「どのくらいの補償が受けられるか知りたい」
「当補助事業の対象となるか」など

収入保険や当補助事業についてのお問い合わせは以下の最寄りの支所まで

岐阜県農業共済組合

岐阜支所 TEL:058-201-0157
西濃支所 TEL:0584-64-6667
中濃支所 TEL:0575-22-1008

東濃支所 TEL:0573-25-8805
飛騨支所 TEL:0577-35-0310
本 所 TEL:058-270-0083